

「平成26年度 第1回 芦屋市市民マナー条例推進連絡会」概要

日 時	平成26年8月21日(木) 午後2時～午後4時
場 所	消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	委員 岩尾 實(芦屋市自治会連合会) 新谷 勝彦(芦屋市商工会) 雑賀 潮美(美化推進員) 田中 利忠(美化推進員) 村上 卓志(美化推進員) 関係機関 今村 宏(芦屋警察署 生活安全課 係長) ※代理出席 行政関係者 野間 靖雅(芦屋市教育委員会 学校教育課主査) 近田 真(芦屋市市民生活部 経済課長) 山中 辰則(芦屋市市民生活部 環境施設課長) 事務局 北川 加津美(芦屋市市民生活部 部長) 大上 勉(芦屋市市民生活部 環境課長) 阿南 龍虎(芦屋市市民生活部 環境課係長) ※日程調整がつかず当日参加できなかった委員については、「委員名簿」を参照下さい。
事務局	市民生活部 環境課

第1回の会議では、市民マナー条例の概要やこれまでの経緯、推進計画の中で今後の取組として重要となる「市・市民・事業者による一体的な取組」の必要性、推進連絡会の位置づけや役割を委員の皆様と改めて共通認識した上、ご意見を伺いながら、次回以降の具体的な取組へつなげていくこと確認しました。

※連絡会の中で使用した資料等については、別添資料を参照下さいますようお願いいたします。

1. 事務局あいさつ

省略

2. 委員の自己紹介

省略(委員名簿参照)

3. 概要

(1)「市民マナー条例とは」「推進計画とは」

ア. 市民マナー条例(正式名称:芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例)とは

本市では、空き缶や吸い殻のポイ捨てや犬のふん放置等の衛生面や街並みの美化を中心としたいわゆる「ポイ捨て禁止条例」は平成9年からありましたが、市民の皆様の声や、議会からの指摘を受け、市民の生活環境を守るために、危険行為や特に迷惑な行為を加え、通称「市民マナー条例」を平成19年に制定しました。その後も必要な改正を行い、現在、市民マナー条例で禁止されている項目は以下(次ページ)の通りです。なお、経緯につきましては、別紙「市民マナー条例の経緯」をご覧ください。

<市内全域での禁止事項>

- ・歩行喫煙（自転車乗車中を含む）
- ・たばこの吸殻・空き缶等のポイ捨て
- ・飼い犬の放し飼い・ふんの放置
- ・夜間花火
（午後9時から翌朝午前6時まで）
- ・落書き

<禁止区域が指定されているもの>

- ・喫煙禁止区域内（市内4駅周辺）での喫煙
- ・花火禁止区域（潮芦屋ビーチ周辺）での終日花火
- ・バーベキュー等禁止区域（芦屋川流域及びキャナルパーク水路南北護岸）でのバーベキュー等
- ・キャナルパーク内でのプレジャーボート等
（航行規制時間：午後6時から翌朝午前8時まで）

これらの禁止項目については別添のチラシ「清潔で安全・快適なまちづくりについて（裏面は市民マナー条例禁止区域図）」を参照いただくのがわかりやすいかと思えます。

イ. 芦屋市市民マナー条例推進計画とは

平成25年度に策定会議やパブリックコメント等を踏まえ、平成26年3月に「芦屋市市民マナー条例推進計画」が策定されました。（推進計画書のP41（市ホームページでご覧になれます。）を参照）
なお、推進計画書は以下のような作りになっています。

- ・市が条例制定後に行ってきたこれまでの取組
- ・市民のかた等へのアンケート調査の結果
- ・現状の課題（アンケート結果等からみえてきた）
- ・今後の取組の方向性
- ・基本目標別の具体的な取組
- ・推進体制

調査結果からも、芦屋市は美しく快適なまちと一定評価されていますが、まだ禁止区域外でのマナー違反や解決に至らない課題もあり、より一層の取組が必要ということで、今後の取組の方向性を示しています。その柱には以下の4つキーワードと基本目標があります。

- ①「知らせる」・・・より一層の周知・啓発を行う
- ②「学ぶ」・・・子どもたちからのマナーを守る心を育む
- ③「行動する」・・・市・市民・事業者の一体的な取組を行う
- ④「つなぐ」・・・継続的な取組を行う仕組みを創る

そして、この計画を推進していく上で、本連絡会が設置されました。

（2）推進連絡会の目的・役割について

これからより一層の取組を進めるにあたって、違反行為をしにくい環境づくりを進めることが目的の1つとなっており、そのためには、市の広報や巡回指導等による一方的な周知では限界があるため、市・市民・事業者が協力して一体的な取組を行うことが重要となってきます。そのため、市民や事業者様などさまざまなネットワークをお持ちの団体様から委員を選出いただいております。

一体的な取組と言いましても分かりにくい点もあるかと思えますので、市と地域が協力する必要があることをイメージしやすくするため、日常的な苦情から3つ事例を紹介します。

＜事例1＞ 違反行為をしにくい雰囲気づくり

いつも家の前に犬のふん（タバコのポイ捨て）をされて、いつも仕方なく掃除しているが、たまりかねて違反者に注意したが、無視された。

⇒ まず対応としては、啓発看板（ポイ捨て禁止や犬のふん放置禁止）をお渡しし、様子を見ていただきますが、効果がなかったり、看板から離れたところで違反行為が継続されることもあります。

注意された人も、個人的に注意されただけ、と思う可能性も高く、またトラブルに発生する恐れがあることから個人的に注意いただくことまでは市はお願いできないという立場です。

また、市が市内全域での違反行為を現認した上で、注意をすることは事実上困難であるのが実情です。このような事例では、近隣で同様の違反行為で困っておられる場合も多く、また、違反行為は一個人として困っていると伝えるのではなく、「地域として困っているのでやめてください」というメッセージを示す必要があると考えます。それでもなお違反行為が続く場合、例えば、市と地域とが一緒にパトロールを行う。これが、今後の具体的取組の一つとしても想定されるものです。

＜事例2＞ 市民マナー条例を正しく周知する必要性

喫煙禁止区域でない場所で、携帯灰皿を持ち、立ち止まって喫煙していたら、「条例で禁止されているからやめろ」と住民にどなられた。

⇒ 立ち止まった喫煙を条例で禁止しているのは、人通りの多い市内4駅周辺だけで、これは受動喫煙の観点に加え、たばこの火による火傷等、危険が伴うためです。つまり、上記の例は条例の規制対象外となっています。条例を誤解したり、都合良く拡大解釈することのないよう正しく伝えていくことが必要です。一方、条例（ルール）で禁止されていなければ、周囲の状況に関係なく喫煙してよいかというところではなく、まさにマナーとして控えていただくことが必要な場面もあります。こうしたことを伝えていくことについても地域のお力を借りて、周知に努めていきたいと考えています。

＜事例3＞ 市外への周知の必要性

喫煙禁止区域内での違反者に「そんな条例知らない」と言われる。

⇒ 喫煙禁止区域における違反者の約85%は市外在住者となっています。市内のかたにはだいぶ浸透してきたとも言えますが、市の条例という市内にしか適用されないルールについて、市外からの来訪者や在勤者・通学者への周知が必要であり、課題でもあります。

この課題については、駅前でのキャンペーンなどを工夫しながら継続し、公共交通機関を利用した啓発を行っていくことや、事業所などの取組として従業員や来客される方にも伝えていくといったことも必要になってきます。

市としても、条例の内容をわかりやすく伝えるために漫画での啓発も検討しています。話題となり、マスコミ等に取り上げていただければ市外への周知にも繋がる可能性があり、漫画学部等のある大学へ打診し、官学共同の取組を予定しています。

今後、市外への周知に効果的と思われるアイデアなどもいただきながら実行に移していくことについても地域のお力をお借りしたいと考えています。

4. 協議事項 ～具体的な取組について～

(1) 「市」が実施主体となっているものについて～今年度の取組の紹介～

ア. 阪急バス株式会社のバス車内における市民マナー条例啓発アナウンス

「公共交通機関を利用した啓発」は推進計画においても具体的な取組の事例として挙がっておりますが、平成26年4月より要所となる停留所にて市民マナー条例の啓発アナウンスを行っています。

シーサイド西口，東山町，岩園幼稚園の各停留所では犬のフン放置禁止について，南宮町西の停留所では歩行喫煙等の禁止についてアナウンスしています。

イ. 啓発キャンペーン実施状況（美化推進員さんに協力いただいているもの）

	開催日	開催イベント等	開催場所
第1回	4月5日(土)	来場者の多い，さくらまつりに合わせたキャンペーン	さくらまつり会場周辺
第2回	6月1日(日)	春の芦屋わがまちクリーン作戦の一環事業としてのキャンペーン	芦屋市役所北広場
第3回	7月26日(土)	市外からの来訪者も多いサマーカーニバルの実施に合わせたキャンペーン	芦屋市役所北広場
第4回(予定)	9月28日(日)	市と事業者等による共同キャンペーン	JR 芦屋駅周辺

<第3回のキャンペーン>

別添の「啓発うちわ」を700部ほど市役所北側前広場周辺で配布しました。市外のかたにも本市の市民マナー条例を知っていただき，守っていただく必要があるという課題があることから，阪神芦屋駅から会場へ向かう人たちをターゲットにしました。

この啓発うちわの配布にご協力いただいた美化推進員のうち，2名がこの推進連絡会の委員になっていただいております，当日の状況や感想をお伺いしました。

- ・好評で受け取ってくれる人が多かった。
- ・これまでは，例えば芦屋川沿いを歩いていて，「バーベキュー禁止ののぼり」があるからバーベキューはここではだめなんだな，ということはわかったが，マナー条例の全体が分らなかった。しかし，このうちわの裏面には，条例の項目が列挙されているので，いいなと思いました。
- ・市外の人を主なターゲットにされていたようですが，市民にももっと配布すべきだったと思う。
- ・小学生対象にも，こういうものをあげたらいいと思う。こどもにもわかりやすく書いて，家に持って帰れば，お父さん，お母さんも必ず置いて，大事に使ってくれると思う。
- ・打出駅から花火会場へ向かう人も多いのでそちらでも配布したらよかった。
- ・うちわの内容までその場で見てくれている人は配る時に1割か2割くらいだった。受け取る人は2人に1人くらいの割合だった。

< 9月28日（日）に予定されている啓発キャンペーン >

初の試み（予定）ですが、JTさんと芦屋市動物愛護協会にも参加いただく予定です。参加いただく予定のJTさんや愛護協会のかたには、市のマナー条例を啓発してもらおうという趣旨ではなく、普段から喫煙マナーやペットの飼い方のマナーを独自にも行っておられ、それが市のマナー条例の内容と重なる部分があるため、共同キャンペーンという位置づけで行うものです。予算や場所の問題からも大々的なイベントではなく、通行人のかたが配布されるグッズ等を手にしなくとも、JTさんがいること、また愛護協会のかたが連れてくる予定の犬などが啓発場所にいることで、どんな趣旨のキャンペーンをやっているかがわかりやすいものにする狙いの一つです。

（2）具体的な取組のうち「市民」や「事業者」が実施主体となっているものについて

市だけでなく、市民・事業者が実施主体として予定されている具体的な取組の例については、計画書（P27～31）に記載していますが、一気に進めていくことも困難ですので、まずは重点プロジェクト（P32）として平成26年度から取り組むこととなっているものを中心に進めていくことができればと考えています。具体的には、「まちかどキャンペーン」や「地域と一体となったパトロールの実施」等です。

特に違反行為が多くて困っている等の情報を拾い上げていただき、周知・啓発・パトロールが必要なエリアを絞って集中的に行いたいと思います。

また、この連絡会での内容などを所属される団体等において伝えていただき、より一層の周知啓発を行うため、「団体として、あるいは市と協力してこんな取組ならできる」とか「他の団体でこんなイベントをやっているからそこに声をかけられるので、キャンペーンに協力してもらってはどうか」等の意見を次回の連絡会までに持ち寄っていただきたいと思います。

5. 今後のスケジュール等について

第2回 芦屋市市民マナー条例推進連絡会 11月中旬頃（予定）

内容：重点プロジェクトを中心とした具体的な取組について

第3回 芦屋市市民マナー条例推進連絡会 2月中旬頃（予定）

内容：今年度の取組の総括、来年度の取組に向けて

6. 会議中に出たご発言・ご意見等（市民マナー条例に関するもののみ）

- ・学校でもよくルールとマナーとモラルという話は子どもたちします。子どもたちもルールは決まりなので守らないといけないという意識は持っています。モラルは道徳心ということで教えています。マナーというのは、自発的な思いやり、心遣いという非常に育てるのが難しい部分があります。
- ・自治連合会に加盟する自治会等からすると多くの市民がその構成員となっていることから、条例の周知啓発を徹底するという点について、今後、裾野を広げることができるのではないかと。
- ・啓発キャンペーンのグッズを配布していても、かつては、怪訝そうな顔で見られたが、最近では「ご苦労様です」と声をかけられたりする。少しずつ取組が浸透してきているのではないかと。
- ・今、学生でもいずれ社会人になるという世代の交代もあるので、このような取組を継続していくことが非常に重要。
- ・犬のふん放置禁止という看板を掲示したら効果がかなりあった。

（次ページへ続く）

- ・計画の趣旨などは理解したが、今後、市民のかたと一緒にパトロールをするといった場合の罰則の適用の仕方など運用面までしっかり決めておく必要がある。
- ・飼い犬の放し飼いは禁止、というだけでなく、実際に噛まれて怪我した事例なども載せておくべき。
- ・午後4時から午後6時の間など公園で放し飼いしているのをよく見かけ、ふんをさせるために放しているように見える。
- ・啓発のチラシがA4サイズのものばかり。通勤の際などに配布する場合は、邪魔で受け取ってもらいにくいと感じることも。B4サイズなど小さくするのはどうか。小さくすると字も小さくなるという問題はあるが。
- ・漫画の活用について、難しい点としては、商標権や更新料といった問題がある。
- ・市の別の課ではあるが、今後タイアップして啓発など行っていくことは可能。
- ・芦屋に45年住んでいるが、時代とともに通勤時間帯のくわえたばこや吸い殻のポイ捨てなどは随分よくなった、変わったと感じる。一方で、今は犬や猫の問題が気になるようになるなど、通勤者だったころと今の生活時間帯の変化も感じ方に影響してくる。

<お問合せ>

芦屋市 市民生活部 環境課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL : (0797)38-2050

FAX : (0797)38-2162

担当 : 大上, 阿南